

決 定 書

異議申出人 三重県名張市梅が丘南2番町136番地
北 浦 一 彦

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年9月13日付けで提起された、令和3年9月5日執行の山添村長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議申出について、山添村選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨

第1 異議申出の趣旨

令和3年9月5日に執行された山添村長選挙における当選人野村栄作の当選を無効とする決定を求める。

第2 異議申出の理由

上記選挙においては、以下の理由により、各候補者の有効得票数算定手続きの違法があるので、疑問票及び野村栄作の票を再検証することを求めるとともに、当選人の当選を無効とすることを求めるものである。

第3 異議を申し出るにあたり依拠する理由

1 無効票の扱い

無効投票内訳の235票に「彦」、「ひこ」および「ヒコ」の記載した票はなかったか。日頃から申出人を「彦ちゃん」とよぶ有権者の方も多く、また、他の候補には「氏」、「名」に「ひ」、「こ」の文字はない。通称認定申請書の提出は行わなかったものの公職選挙法の主旨から有権者の意思を尊重した扱いが行われたか。

2 無効投票内訳の850票の両面を確認されたか。候補者記載欄以外の記載も有効でありその確認がなされたか。無効投票内訳の2同様有権者の意思を尊重した扱いが行われたか。

3 無効投票内訳の929票に「彦」、「ひこ」および「ヒコ」の記載した票を「単に雑事を記載したもの」と判断していないか。また、上下を誤った票はなかったか。

4 無効投票内訳の103票に無効投票内訳の9と同様のものがなかったか。

5 候補者別得票のなかで野村栄作候補の1666票中に同日に執行された山添村議会議員選挙の候補者の氏名「野村信介」の記載のあったものを野村栄作候補の票として集計されていないか。

決定の理由

当委員会は、本件異議申出を適法なもの認め、これを受理し、当選の効力について審理した。

当委員会が審理した結果は次のとおりである。

1. 申出人が当選の効力について疑義を示している候補者、及び申出人の得票数は9月5日開会の選挙会において、次のとおり決定されている。

野村 栄作 1 6 6 6 票（当選）

下川 俊文 5 1 6 票（落選）

北浦 一彦 1 8 0 票（落選）

2. 申出人は、選挙立会人を立ち合わせる申出をしなかったことから、本件選挙の開票にあたり票の分別等に誤りがあったと想起させる点があるとしているが、本件選挙の選挙会において、有効、無効の判断は選任された3名の選挙立会人の意見を聴いたうえで、選挙長が過去の判例等を参考に決定しており、他の候補者選出の選挙立会人を含めすべての選挙立会人から異議等は無く、適正に執行されている。

以上のことから、本件選挙は適正、適法に行われており、選挙立会人が投票の効力を点検し、投票の有効、無効について確認して確認印を押印しており、投票の効力や有効、無効の決定に異動を及ぼすような事由は認められなかったことから、改めて投票用紙を点検し、有効、無効の判別及び各候補の得票数の集計のやり直しをする理由は認められない。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和3年10月19日

山添村選挙管理委員会

委員長 中森公雄

教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で奈良県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。